

家電リサイクル法見直しに向けた市民意見

2006年12月1日

○ 施行に対する評価

- ・ 指定4品目に関してある程度リサイクルが促進されたことは評価できる。
- ・ 対象品目、回収・支払い方法等について、以下に挙げるような問題点があり、抜本的に改正する必要がある。

○ 問題点

1. 対象や処理方法がわかりにくい

- 1-1. 対象品目が家電製品のごく一部（テレビ（ブラウン管型）、洗濯機、冷蔵庫・冷凍庫、エアコンの4品目）に限られており、その対象の拡大が必要である。その際、法2条4項の定める「特定家庭用機器」の厳格な定義が障壁となっている。すなわち、同項1号から4号の全てに該当する場合のみ政令での指定対象機器となり、結果的に配送が必要な大型家電のみに対象が限定されてしまっている。
- 1-2. 現在の4品目ですら対象品目が周知徹底されておらず、制度に対する国民の理解が低い。
- 1-3. パソコンは資源有効利用促進法の下でリサイクルが行われることとなっているが、実際には家電4品目と比べ、回収・リサイクルが促進されたとは言い難い（家電4品目が5割以上の回収処理率に達しているのに対し、パソコンは2割程度とみられている）。パソコンの資源価値、販売方法、消費者意識を勘案すると、なぜパソコンが家電リサイクル法の対象に含まれないままなのか、理解できない。
- 1-4. 買い替えでなく、単純に廃棄する家電については、小売業者には自らが販売した商品以外を引き取る義務がないため、消費者自身がメーカーに引渡す必要がある。その際、手数料を払えば4品目については小売店にその後の処理をしてもらえる一方で、パソコンについては郵便局経由などで引渡すことになる。そしてその他の家電は廃棄物として自治体が処理責任を負っている。買い替えかどうかや家電の品目毎に様々な処理方法が指示され、わかりにくい。

2. 法の仕組みから外れた廃家電が増加している

- 2-1. 不法投棄等、国内の資源循環の仕組みに乗っていない廃家電が非常に多い。その原因の一つに、収集運搬・リサイクル費用の支払い方式が挙げられる。現行制度は消費者が家電を廃棄する際に後払いすることとなっているが、この廃棄時の金銭的負担があるために、法の仕組みを回避しようとする誘引を消費者に与えている。
- 2-2. また、途上国（特に中国）において素材需要が非常に高まっていることもあり、日本から廃家電（E-waste）が大量に輸出されている。そして、現地では不適切なリサイクルが行われ、重金属や有害化学物質による住民の健康被害や水・土壌の汚染が引き起こされている。
市町村が引き取った場合、リサイクルとしての適正処理を依頼すると割高となるため、

廃家電が廃棄物としての処理に回され、フロン回収等が行われず、不適正に処理される場合もある。

- 2-3. 国内における適正な資源の循環が低迷しているため、国内のリサイクル関連業者の事業が困難となっている。

3. 3Rの優先順位にそった対策が不十分

- 3-1. 廃家電の発生を抑制するための耐久性の向上と修理の実施については、製造事業者等の責務にとどまり具体的施策を実施すべき義務が掲げられていない。そのため消費者にとっては長期使用できる製品の選択や修理を受ける機会に乏しい。

4. 透明性の確保が不十分

- 4-1. 製造業者のリサイクルにかかわる実際の収支が発表されていない。製品には大小の差など設計・製造に違いがあるにも関わらず、現在のリサイクル料金は一律であり、その算定理由が不透明である。

○ 見直し案

A. Reduce（発生抑制）、Reuse（再使用）の促進

- A-1. 目的（1条）及び基本方針（3条）に、循環型社会形成推進基本法の定める3Rの順位に従い、リサイクルだけでなく、より壊れにくく修理もしやすい製品作りを行い、進んで再使用することを盛り込む。
- A-2. 町の小規模小売業者を活用するなどして、身近に修理サービスを受けられる環境を整備し、消費者が製品を長期使用することを促すなど、各主体が採るべき施策を明記する。

B. すべての家電をリサイクルすること

- B-1. 法2条4項の「特定家庭用機器」の定義を緩和する。具体的には、同項4号から「配達による」円滑な収集の要件を削除する、もしくは、同項4号を満たさなくても、政令で指定できるものとする。その上で、すべての家電を「特定家庭用機器」として指定する。
- B-2. メーカーは、回収されたものについて一定のリサイクル率を達成する義務を負うだけにとどまらず、販売し、廃棄されたすべての家電について、回収・再資源化する責任を負うものとする。

C. 拡大生産者責任（EPR）の徹底と抜け道の防止

- C-1. 収集運搬・リサイクル費用の支払い方法を、製品価格への内部化方式に見直す。そうすることにより、企業がリサイクルしやすい製品設計をした場合に、直接製品の価格にその成果を反映でき、より環境負荷の低い製品設計が促される。また、不法投棄等へのインセンティブが減り、法の仕組みに乗ってリサイクルされる廃家電が増加する。
- C-2. 買い替えでなく、単純に廃棄される家電については、小売業者が積極的に店頭回収することに努めるとともに、市町村もその回収について協力する義務を負うことを明記する。
- C-3. 法54条を改正し、市町村が収集した場合、製造業者への引渡しを原則義務化する。

C-4. 回収された廃家電は国内において再資源化されることが原則であると明記する。

D. 透明性の向上

D-1. 法52条を改正し、業者の主務大臣への報告を定期的に義務付ける。その上で、主務大臣は当該報告結果を公表する。

E. 制度の統合

E-1. 現在、資源有効利用促進法の対象であるパソコンや、燃えないごみとして処分されているゲーム機器など、すべての電気電子機器を家電リサイクル法の仕組みの下に統合する。

以上

国際環境 NGO FoE Japan
循環型社会システム研究会
東アジア環境情報発信所